

徳島県総合計画審議会設置条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、徳島県の総合計画の作成及びその実施に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として、徳島県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員 40 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会議員
- 三 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序に従い、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。